

重要 奨励金の執行は、県議会の予算議決が前提となります。中止・変更になる場合もありますので、予めご了承ください。

令和8年度事業 **こうち男性育休推進企業奨励金について**

中小企業、個人事業主の皆さまへ！

男性育休を推進し、生産性向上につながる職場づくりに取り組む県内中小企業等を支援します。



奨励金最大 300万円

募集区分	男性育休チャレンジコース	男性育休取得促進コース
対象事業者	常時雇用する従業員数が300人以下の法人又は個人事業主※1	
交付要件	①こうち男性育休推進企業への登録 ②実践交流会※2への参加 ③生産性向上につながる取組※3の実践	①こうち男性育休推進企業への登録 ②令和8年2月1日以降にのべ29日以上男性育休取得者がいること ③生産性向上につながる取組の実践
奨励金額	30万円 (先着500社)	100万円 加算となる取組により 最大300万円
加算となる取組	—	生産性向上につながる取組の実践を追加1項目あたり50万円加算 (最大4項目)

※1 高知県内に本社又は事業所を有する事業者
 ※2 裏面の「実践交流会とは」をご覧ください。
 ※3 裏面の「生産性向上につながる取組の実践例」をご覧ください。

詳細は、**4月以降案内予定**

こんな方にお勧めです！

- 人手不足で業務が回らない
- 売上を伸ばしたいが改善する余裕がない
- 特定の社員しかできない業務がある
- 人材が定着する働きやすい職場をつくりたい

実践交流会とは

男性育休を推進し、生産性向上につながる職場づくりに取り組む企業等が集まり、**成功事例だけでなく、悩みや試行錯誤も共有する実践型の異業種交流の場**です。

県が令和8年度から新たに実施するもので、参加費用は**無料**です。

県内10会場での開催を予定しています。



- 他社の具体的な取組事例（現場のリアルな課題、工夫、解決策など）が聞ける
- 同じ課題に向き合う企業同士のネットワークができる
- 自社の取組を整理し、次の一歩が見える

生産性向上につながる取組の実践例

コース	取組例
① 業務標準化	【業務マニュアルの整備等により、属人化解消及び円滑な業務引継ぎを図る取組】 ・業務手順やフローを誰でも対応できるようにマニュアル化 ・業務管理ツールを導入、進捗管理や情報共有をデジタル化 ・業務プロセスやフローチャートにまとめて可視化 など
② チームでの業務引継ぎ体制整備	【業務分担・共有体制の構築等により、業務継続を図る取組】 ・複数人で業務を担当するローテーション体制を構築 ・ペアワークやマルチ担当制の導入 ・家庭との両立支援に向けた引継ぎシートを作成 など
③ 業務プロセスの見直し	【業務の簡素化、効率化又は見直しにより、生産性向上及び負担軽減を図る取組】 ・定型業務の自動化ツール導入 ・重複する業務や非効率な作業の削減など業務フロー見直し ・権限や手続きの明確化、権限移譲や承認フロー見直し など
④ 代替要員の確保	【育児休業取得者の業務を補完する人員配置により、業務の円滑化を図る取組】 ・柔軟なシフト勤務を設定 ・派遣・有期雇用、人材バンクによる代替要員の確保 ・業務委託による一部業務の代替 ・社内人材のクロストレーニング など
⑤ 応援手当等	【業務を代替した従業員に対する手当支給等により、職場環境の整備を図る取組】 ・男性育休中の業務を代替した従業員に手当を支給 ・管理職向けマネジメント研修の実施 など

こうち男性育休推進企業の登録について



私たちは
男性育休推進に
取り組んでいます！

R8.1月末時点で
753社にご登録を
いただいています！

奨励金の申請には、**こうち男性育休推進企業**への登録又は更新が完了していることが必要です。登録後、特設サイトへの情報掲載までに1か月程度時間を要しますので、奨励金の申請をご検討の事業者様は、お早めに登録（更新）手続きをお願いします。（更新手続きは、登録済みの事業者様へ3月末頃ご案内予定です。）

●登録要件

- 男性の育児休業について、次の3項目を公表可能な企業等
- ①直近3か年の事業年度における配偶者が出産した従業員数
 - ②①のうち育休を取得した従業員数
 - ③平均育休取得日数
- （男性育休の対象者や取得者がいない企業等も登録可能）**

●登録方法

右記の二次元コード又は以下の登録申請フォームからご入力ください。
https://www.pref.kochi.lg.jp/form/060901/dansei_ikukyu/



登録はこちら



高知県知事
濱田省司